

長野県消費生活センター 出張相談会

大規模災害の後には、**点検商法・便乗商法、義援金詐欺**等のトラブルが発生したり、**ローンや保険金**などに関して法律的な問題を抱えてしまうことがあります。

県消費生活センターでは、このたびの台風 19 号に関連した消費者被害の防止や災害時における消費生活トラブル解決のため、相談会を実施します。

県消費生活相談員および長野県弁護士会所属の**弁護士**が相談に応じます。

不安を感じたり、おかしいと思った時は、お気軽にご相談下さい。

過去の災害で、災害に便乗した悪質商法として次のようなケースがあります。

家屋の点検と称して、「このままでは家が壊れる」と不安をあおり、高額な工事の契約をさせられた。

「火災保険で負担なく屋根の修理ができる」と言われ契約したが、高額な手数料を請求された。

「介護施設へ優先的に入居できる権利を、被災者のために譲ってほしい」と言われ、入居費用を立替えさせられた。

◆北信地区

区分	飯山会場	長野会場
日時	令和元年 11 月 6 日(水) 午前 10 時～午後 4 時	令和元年 11 月 12 日(火) 午前 10 時～午後 4 時
場所	長野県飯山庁舎 300 号会議室 飯山市静間 1340-1	長野県消防学校 教室 長野市篠ノ井東福寺 2375-1

◆東信地区

区分	佐久穂町会場	長和町会場
日時	令和元年 11 月 19 日(火) 午前 10 時～午後 4 時	令和元年 11 月 21 日(木) 午前 10 時～午後 4 時
場所	茂来館(もらいかん) 2 階学習室 1 佐久穂町大字海瀬 2570	長和町役場 1 階 第一会議室 長和町古町 4247-1

※お一人 30 分程度。相談無料。事前予約は不要ですが、長時間お待ちいただく場合もございます。

※他の地域にお住まいの方や、台風関連以外の消費生活トラブルについてもご相談いただけます。

電話によるご相談 長野県消費生活センター (北信) 026-223-6770 (東信) 0268-27-8517

作成・お問合せ先 長野県県民文化部くらし・安全消費生活課
(026-223-6770)

災害後の消費者トラブル防止のために

～台風第19号からの生活再建や被災地支援のために押さえておきたいポイント～

「義援金を集めている」、「被災地支援の物資を送りたいので、不用品を購入したい」には気を付けましょう。

- ★ 地方公共団体の職員が、**義援金を戸別訪問で集金する、義援金募集のために電話を架けるといったことはありません。**
- ★ 消費者が**依頼していないにもかかわらず、訪問購入に係る勧誘を行うことは法令で禁止**されています。

被災地にも、架空請求のハガキ、封書等が届く場合があります。

- ★ **「訴訟をする」などと不安をあおるハガキや封書が届いても、身に覚えがなければ、連絡してはいけません。**

過去の災害時の相談事例から押さえておきたい基礎知識

(相談事例)

- クリーニング店が床上浸水し、預けた洋服がどこへ行ったか分からない。弁償できないと言われた。

(基本的な考え方)

- 預けていたクリーニング品が大雨により流出したケースでは、クリーニング店に賠償義務は発生しません。なお、このようなケースにおいては、通常の場合、クリーニング店は、クリーニング料金を受ける権利を失います。

(相談事例)

- 2日前に業者が訪問してきて、台風で倉庫が倒れそうだと言われた。自宅の修理を含めて契約をしたが、クーリング・オフをしたい。

(基本的な考え方)

- 訪問販売に該当する場合、契約を締結し、その内容を明らかにする書面を受領した日から起算して8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。

消費生活上心配なことがある場合は。。。

- 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**（局番なしの3桁番号）等の関係機関にご相談ください。

作成取りまとめ：消費者庁消費者政策課（電話：03-3507-8800〈代表〉 FAX：03-3507-7557）

【令和元年10月作成】